㈡　次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができることとした。（第二七条の五関係）

(1)　猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

(2)　2により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

4　刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されなかった期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減軽するとともに、この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日等において、刑の執行を受け終わったものとすることとした。（第二七条の七関係）

二　更生保護法の一部改正関係

1　特別遵守事項の一部改正

特別遵守事項の類型に、「善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。」を加えることとした。（第五一条第二項第六号関係）

2　特別遵守事項の特則

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者については、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならないこととした。（第五一条の二関係）

3　規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

㈠　規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るためその依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならないこととした。（第六五条の二関係）

㈡　規制薬物等に対する依存があると認められる保護観察対象者に対しては、保護観察における指導監督として、規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けること及び規制薬物等に対する依存の改善のための専門的な援助を受けることについて、必要な指示その他の措置をとることができることとした。（第六五条の三第一項関係）

㈢　保護観察所の長は、㈡の措置をとろうとするときは、あらかじめ、措置に係る医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならないこととした。（第六五条の三第二項関係）

4　住居の特定

地方更生保護委員会は、保護観察付一部猶予者について、猶予の期間の開始の時までに、生活環境の調整による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができることとした。（第七八条の二第一項関係）

5　収容中の者に対する生活環境の調整の一部改正

地方更生保護委員会は、生活環境の調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うこととした。（第八二条第二項関係）

三　附則

1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

2　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、二の1の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（法律第五〇号）（法務省）

1　趣旨

この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内における処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法（明治四〇年法律第四五号）の特則を定めることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「規制薬物等」とは、大麻取締法（昭和二三年法律第一二四号）に規定する大麻、毒物及び劇物取締法（昭和二五年法律第三〇三号）第三条の三に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物及び劇物（これらを含有する物を含む。）であって同条の政令で定めるもの、覚せい剤取締法（昭和二六年法律第二五二号）に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二八年法律第一四号）に規定する麻薬並びにあへん法（昭和二九年法律第七一号）に規定するあへん及びけしがらをいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「薬物使用等の罪」とは、次に掲げる罪をいうこととした。（第二条第二項関係）

(1)　刑法第一三九条第一項若しくは第一四〇条（あへん煙の所持に係る部分に限る。）の罪又はこれらの罪の未遂罪

(2)　大麻取締法第二四条の二第一項（所持に係る部分に限る。）の罪又はその未遂罪

(3)　毒物及び劇物取締法第二四条の三の罪

(4)　覚せい剤取締法第四一条の二第一項（所持に係る部分に限る。）、第四一条の三第一項第一号若しくは第二号（施用に係る部分に限る。）若しくは第四一条の四第一項第三号若しくは第五号の罪又はこれらの罪の未遂罪

(5)　麻薬及び向精神薬取締法第六四条の二第一項（所持に係る部分に限る。）、第六四条の三第一項（施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。）、第六六条第一項（所持に係る部分に限る。）、第六六条の二第一項（施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。）の罪又はこれらの罪の未遂罪

(6)　あへん法第五二条第一項（所持に係る部分に限る。）若しくは第五二条の二第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪

3　刑の一部の執行猶予の特則

薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができることとした。（第三条関係）

4　刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

3の者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中保護観察に付することとした。（第四条第一項関係）

5　附則

㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

㈡　この法律は、刑法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第四九号）の施行の日から施行することとした。

◇株式会社海外需要開拓支援機構法（法律第五一号）（経済産業省）

1　機構の目的

株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社とすることとした。（第一条関係）